

第2章 諸外国の自主協定のレビュー

我が国においては、経団連が策定した「自主行動計画」をはじめとして、産業界による自主的取組が進められている。しかし、我が国において京都議定書の6%削減目標を達成するための政策手法の一つとして自主的取組を位置付けるためには、前章で検討したとおり、現行の自主的取組では不十分であり改善措置を講じることが必要である。

一方、諸外国のうちでも、特に欧州においては、国によって多少の差異はあるものの、自主的取組の信頼性・透明性・実効性の確保を図る観点から、政府と事業者との交渉を経て策定された自主協定等による取組の活用が進んでいる。また、EUの欧州委員会等でも、自らが主体となった自主協定の締結のほか、欧州各国における自主協定制度の活用を支援するための取組が行われる等、欧州各国における協定締結が一層推進されている。

このような現状にかんがみ、以下では諸外国における自主的取組のうち、特に欧州各国における自主協定等の取組を概観し、我が国における自主的取組の在り方を検討する際の参考とすることとしたい。

1. 欧州における自主協定について

(1) 欧州における自主協定の定義

欧州における自主協定は、環境協定（Environmental Agreements）又は環境協約（Environmental Covenants）等と呼ばれているが、欧州においてもこれらの用語について特に決まった定義はない。一般的には、「法律による強制ではなく、政府と事業者（主として業界団体）との間の具体的な合意に基づき、事業者の側に自主的に必要な対策を講じさせることにより、行政目的の達成を図る政策手法」とされている。

コラム 2 : 欧州における「自主協定」の定義

欧州における「自主協定」の定義は極めて多義的に用いられており、特に決まった定義はないが、最も良く引用されるものとして、欧州委員会及び欧州環境庁による定義を挙げる事ができる。

(欧州委員会による自主協定の定義¹)

“agreements between industry and public authorities on the achievement of environmental objectives.... They can also take the form of unilateral commitments on the part of industry recognized by the public authorities.”

(欧州環境庁による自主協定の定義²)

“those commitments undertaken by firms and sector associations, which are the result of negotiations with public authorities and/or explicitly recognized by the authorities.”

(2) 欧州各国における自主協定の概要

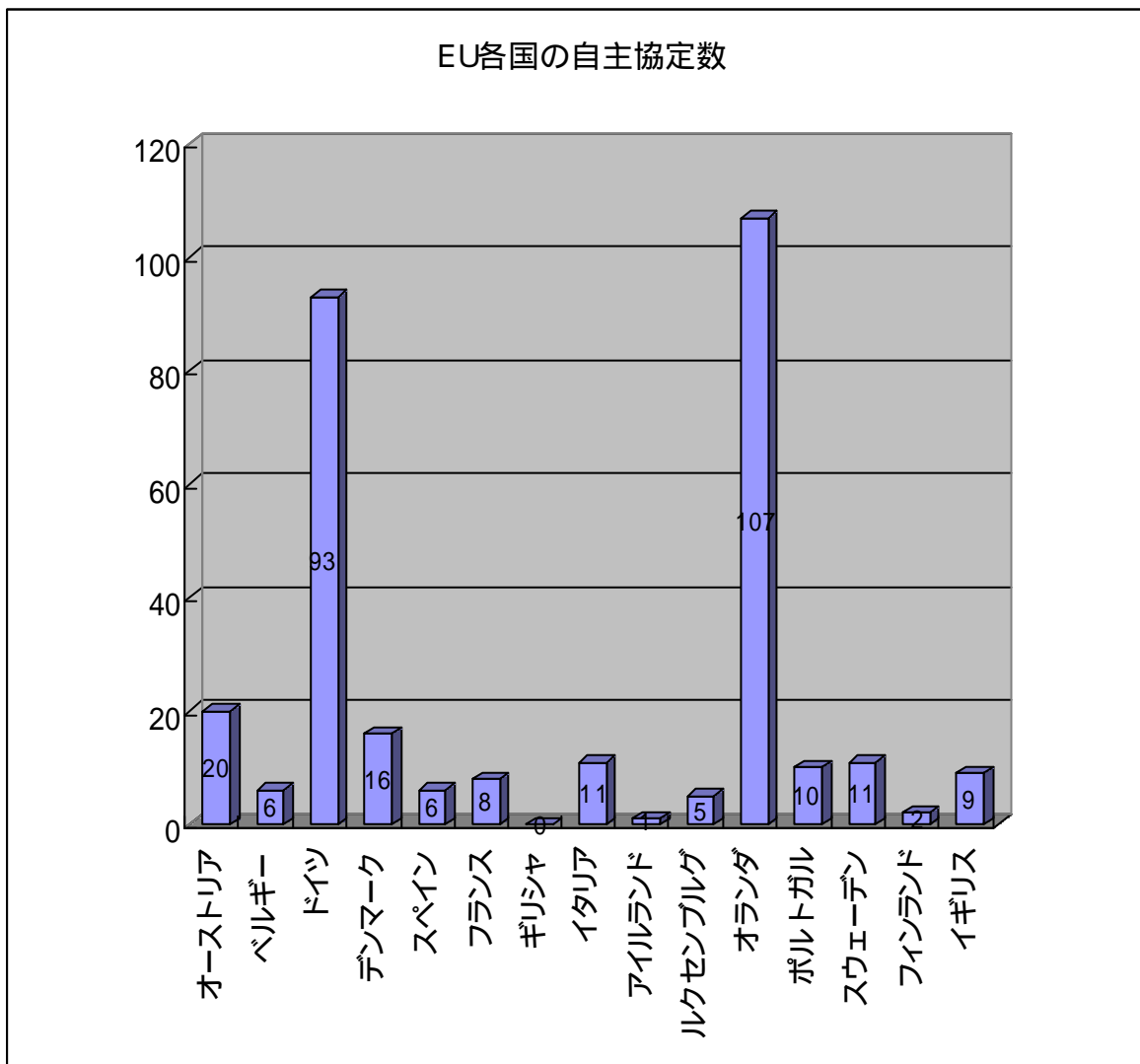
欧州各国では、環境問題の多様化・複雑化のなかで、従来の規制的手法の実効性に限界があるという認識が1980年代から急速に広まってきた。これを受け、欧州の産業界は、自主協定方式の利点と規制的手法の限界を主な根拠として、規制的手法に代えて自主協定の積極的な活用を求めるようになった。欧州各国政府は当初自主協定に消極的だったが、環境問題の多様化・複雑化に加え、規制緩和、そして行政改革の流れのなかで、1990年代に入ると、自主協定による対策の推進を大きな柱の一つとして位置付けるようになった。

自主協定に関するEUレベルでの最初の議論は、1992年の「第5次環境行動計画」にまでさかのぼることができる。同計画は、EUの環境政策の大綱を定めたものであるが、そのなかで事業者との自主協定による対策の一層の推進が明確にうたわれている。さらにその後の加盟各国での自主協定の広がりを受けて、欧州委員会は1996年12月に加盟各国に対して勧告を行い、その中で自主協定を「環境政策目標を効果的に達成することができる政策手法」であるとして明確に位置付け、EUレベル及び加盟各国レベルでの自主協定の一層の活用を促している。欧州委員会はこの際、自主協定の活用に関するガイドラインを提示し、有効性を高めるためのポイントを示した。

この勧告を契機として、EU加盟各国の政府でも自主協定締結に向けた動きが一層活発化している。国別にみると、自主協定の数が多い積極推進派の国として、ドイツとオランダが挙げられる。また、自主的取組の実効性を高めるために税とリンクした自主協定を実施している国として、デンマーク、イギリスが挙げられる。さらに、フランスでも古く（1971年）から自主協定を積極的に活用している。

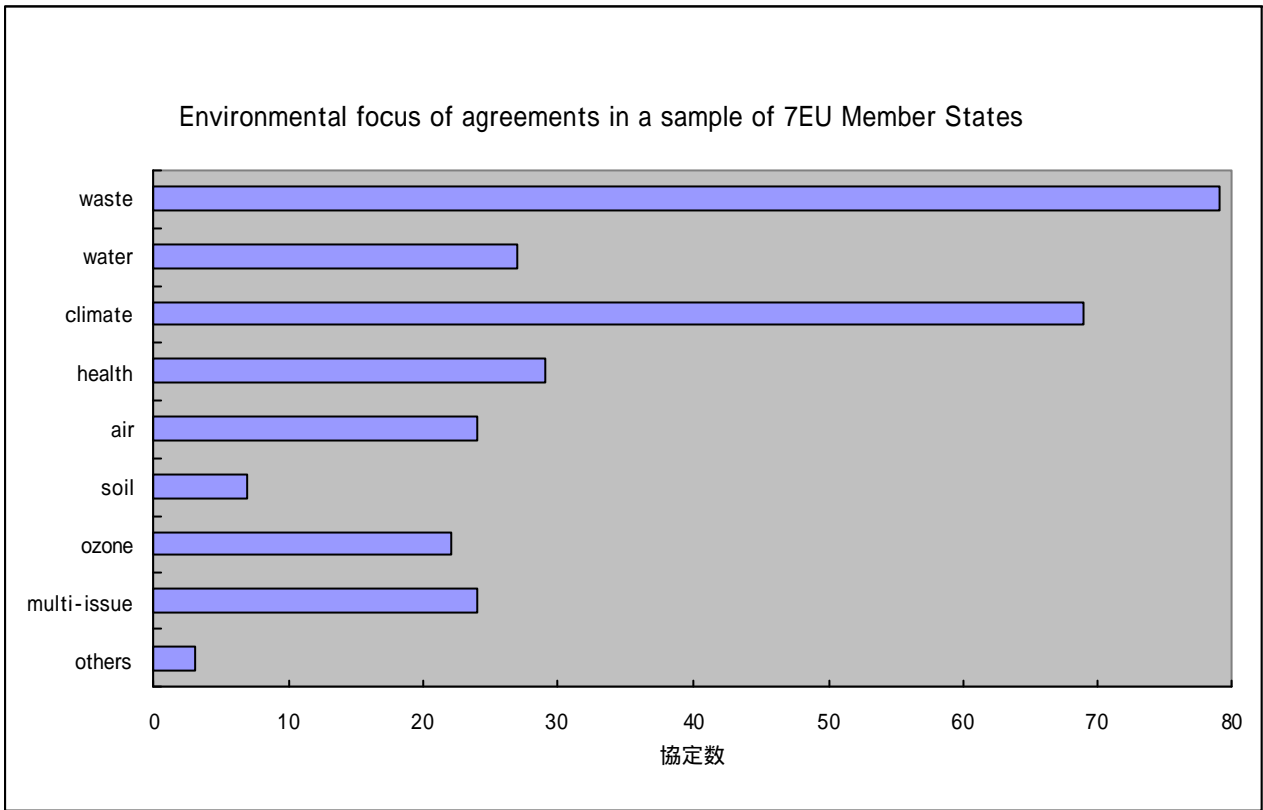
また、環境問題の分野別に考察すると、廃棄物及び気候変動問題対策として活用される自主協定が他の分野に比して圧倒的に多い。

図 2 - 1 欧州 15 カ国の自主協定数



出所：VOLUNTARY APPROACHES FOR ENVIRONMENTAL POLICY AND Assessment, OECD (1999)

表 2 - 2 欧州における環境問題別自主協定数



出所：VOLUNTARY APPROACHES FOR ENVIRONMENTAL PROTECTION IN THE EUROPEAN UNION ,
ENV/EPOC/GEEI(98)29/FINAL：OECD

以上を踏まえ、本章では欧州各国のうち、特に前述の5カ国（ドイツ、オランダ、デンマーク、イギリス、フランス）に焦点を当てて、それぞれの国における自主協定制度の特徴を概観するとともに、我が国における事業者の自主的取組とも比較を行いつつ、我が国における自主協定制度の在り方を検討するに当たっての参考としたい。

2 . 欧州各国における自主協定について

< 1. ドイツ >

(1) 自主協定制度の概要

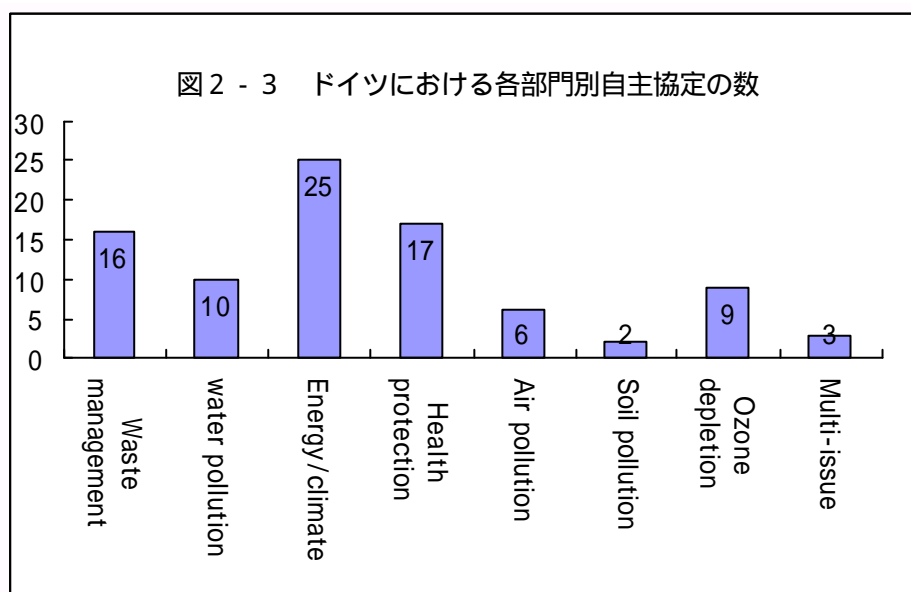
(環境政策における自主協定の役割)

ドイツでは、自主協定が広く普及しており、1970年代前半から既に存在し、1980年代半ばに急速に拡大した。特に1984から1987年の間、及び近年において、産業界は環境規制と自主協定との役割分担について強く主張している。

連邦政府においても、自主協定のような協力的な手法を強化し、規制的手法を減らそうという意向の下、環境自主協定の重要性が認識されている。具体的には、CDU/CSU（キリスト教民主・社会同盟）及び FDP（自由民主党）の連立政権が1994年に同盟を締結した際に、自主公約が環境政策上有用な手法であると述べられている。

(自主協定の数)

ドイツにおいては、1996年現在、88の自主協定が存在している。



(出所) ENVIRONMENTAL AGREEMENTS, *The Role and Effect of Environmental Agreements in Environmental Policies*. (edited by ELNI, 1998), P.45

(自主協定の当事者)

環境自主協定は、環境政策の様々な分野において締結されてきた。最も一般的なのは、協定当事者の少なくとも一方が産業界団体又はその上部団体のケースであり、これらの協定が環境問題に関する協定のうち最も重要な役割を果たしている。

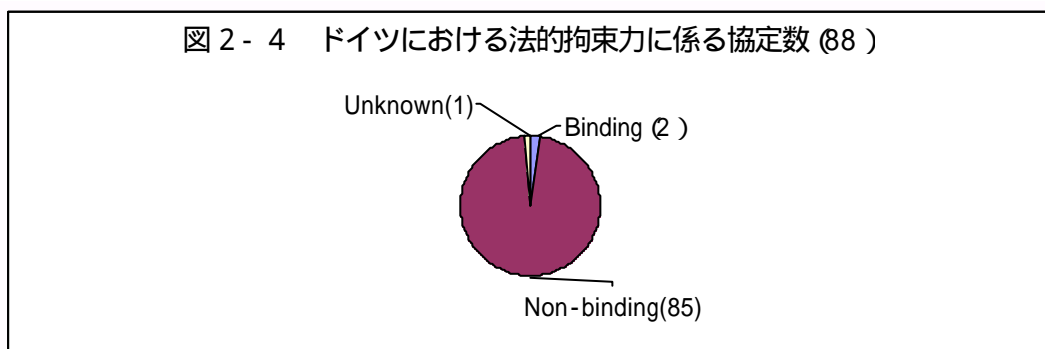
ドイツの自主協定は「自主公約」ではあるが、「協定」に近い性質も持っている。形式上は全ての協定は産業界の一方的宣言であり、政府の関与は行われぬが、実質上は政府との事前の意見交換が行われた結果とされている。

このような協定に関わる連邦政府側の当事者は環境大臣であるが、時に他の大臣も加わることがある。さらに他の機関が加わることもあるが、環境保護団体や消費者団体のような第三者機関による関与が反映されることはほとんどない。

(自主協定の法的性質)

ドイツにおける連邦政府レベルの自主協定は、製品廃棄物引き取り関連を除き、規制代替（規制導入を防ぐために産業界が規制の代わりとして、自主協定（自主公約）を導入する）のための自主協定がほとんどであり、自主公約のほとんどはこれに当たる。産業界は、「政府は自主協定の策定に伴い、新たな規制の強化や導入を断念すべきである」と主張している。

また、事実上、ドイツにおける全ての自主協定には法的拘束力がなく、これらの協定の当事者には道義的な義務しかかかっていない（地方レベルでは、一部法的拘束力を有する協定がある）。



出所：ENVIRONMENTAL AGREEMENTS, *The Role and Effect of Environmental Agreements in Environmental Policies*. (edited by ELNI, 1998), P.47

(自主協定に参加させるための動機付け)

産業界を自主協定に参加させる動機付けとしては、協定が規制や経済的手法よりも弾力性のある政策手法であることが挙げられ、実際、ほとんどの協定は重い負担を課す対策を回避することを目的としている。ドイツの産業界は自主協定を活用して、政府による環境政策の形成に対して影響力を持とうとしている。

政府側が自主協定を締結するための動機としては、自主協定が規制等よりも産業界の責任感を強化する効果があることが挙げられる。

政府は一般的に自主協定の締結と引き替えに新たな規制を行わないという期待を産業界に与えるが、この示唆はあるときは明示的に、あるときは暗に産業界に伝えられる。

また、政府は場合によっては財政的な支援措置も講じる。

(他の政策手法との関係)

当初、ドイツにおける自主協定は法律の補完的な位置付けにすぎなかったが、しばらくして協定は規制の代替手法となった。自主協定の持つ弾力性及び政府による圧力の結果、産業界は進んで協定を締結するようになった。

廃棄物対策に係る自主協定のいくつかのケースにおいて、政府は法律に規制的手法と自主協定の双方の選択肢を規定しており、自主協定のみでは憲法若しくは独占禁止法の観点から法的な問題が生じ得る場合がある。

(社会的受容性)

ドイツにおける自主協定はほとんどの場合、第三者（環境保護団体等）の関与なしに締結されている。また、その協定締結の過程は公表されておらず、情報公開の観点からは批判の声が大きく、環境関係者からの社会的受容性は低い。

その他、自主協定には以下のような批判が存在する。

義務も罰則もないので、最終的な目標を達成できない危険性が高い。

政府が自らの政治責任から身をひくことになる。

多くの自主協定はモニタリングシステム、進行管理制度が十分ではない。

このため、2000年11月に連邦政府と産業連盟（BDI）の間で締結された自主協定においては、第三者機関による進行管理が実施される等、一定の透明性を確保しており、社会的受容性に配慮したものとなっている。

(2) 地球温暖化対策としての自主協定の活用

地球温暖化対策として、ドイツでは、2000年10月に「国家気候保全プログラム」を策定し、京都議定書の目標達成に向けた部門別の排出削減目標を規定している。また、地球温暖化対策としての気候変動及びエネルギー関係の自主協定として、2000年11月には連邦政府と産業連盟（BDI）等により、書面による合意という形式をとる協定（「気候変動の防止に係る連邦政府とドイツ産業界との協定」）が締結された。

同協定は、我が国の経団連自主行動計画のように一方的な宣言を行っていたドイツ産業界が、京都議定書の採択を受けて、政府との調整に基づく自主協定に制度を改革したものであり、京都議定書の締結に向けた国内制度の検討を行っている我が国にとって、非常に有益な示唆を与えるものと思料する。

同協定の内容は表 2 - 1 のとおりである。

表 2 - 1 「気候変動の防止に係る連邦政府とドイツ産業界との協定」の概要

過去の経緯	1995年	15業界団体が、自主的に、CO排出量とエネルギー消費を、2005年までに1987年比で20%削減することを宣言（各業界別に異なる目標を設定）。		
		<i>自主的な目標であることと、透明性（モニタリング）に対し、批判が生じた</i>		
	1996年	批判に対応し、第三者機関であるRWI（ラインウェストファリア経済研究所）によるモニタリングを導入するとともに、気候変動枠組条約との整合性から基準年を1990年に変更（2005年までに1990年比で20%削減）		
新協定の導入	締結日	2000年11月9日		
	締結者	ドイツ産業界の4つの統括団体と、14の業界団体が参加		
		産業界署名者	ドイツ産業界を代表して、 ・ドイツ産業連盟（BDI）会長 ・ドイツ・ガス水道産業連合会（BGW）副会長 ・ドイツ電気事業者連合会（VDEW）会長 ・ドイツ自家発電連合会（VIK）会長	
		政府側署名者	ドイツ連邦政府を代表して、 首相、環境・自然保護・原子力安全大臣、経済・技術大臣	
	位置付け	・産業界と政府の二者間協定 (以前の「宣言」あるいは「一方的協定」とは異なる)		
目 標	2012年までに、1990年比で温室効果ガス（6種類）排出量を35%削減 特にCO排出量については28%削減			
	業界全体としての目標であり、個別企業に対しては、具体的な目標はない			
見積み削減量	・2005年までに1000万 tCO ₂ ・2012年までに、2000万 tCO ₂			

進行管理、透明性、公正性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続きRMがモニタリングを行い、結果を公表(基本的に年1回)。 ・モニタリング費用の半分は政府が負担。
履行確保手段、法的拘束力	<p>不遵守時の措置等は記載されていない。政府側の約束として、協定が順調に実施され、かつ協定へのさらなる加盟努力が行われている限り、</p> <p>気候保全のための規制型の措置を講じない、</p> <p>さらに環境税制を導入する場合であっても、協定締結業界に国際競争上の不利を生じさせない、</p> <p>京都議定書の義務履行や京都メカニズムの活用、EU内での分担に際して、ドイツ産業界に国際競争上の不利により苦しまないよう努力する等としている。(協定が遵守されない場合には、何らかの追加的措置が講じられると推測される)</p>
その他	<p>1998年の段階で産業部門のエネルギー消費量の約70%をカバーし、さらに多くの部門団体を参加させるよう配慮する旨規定。</p>

< 2. イギリス >

(1) 自主協定制度の概要

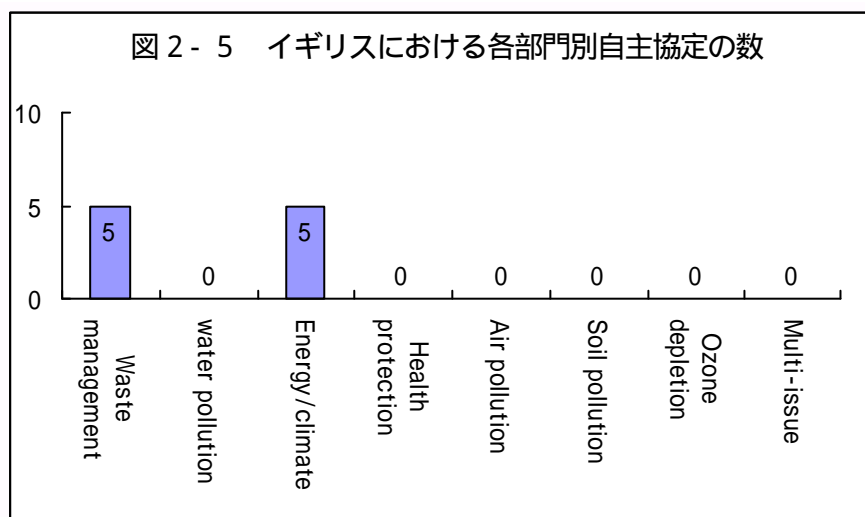
(環境政策における自主協定の役割)

英国における自主協定の歴史は浅く、環境問題の多様化、複雑化を受け、有効な環境政策手法として本格的に活用されるようになったのは1990年代からであり、政府と産業界との最初の自主協定は、1996年に締結された環境省と貿易組合との間のH F C対策に係る協定である。

英国の環境政策における自主協定の意義は2つの文脈において理解されており、一つは「競争の促進とリンクしつつ、規制を回避する」という文脈であり、他方は「環境政策において（政府と産業界が）協力して対応する」という社会のトレンドである。

(自主協定の数)

1996年現在、10の自主協定が存在する。



出所：ENVIRONMENTAL AGREEMENTS, *The Role and Effect of Environmental Agreements in Environmental Policies* . (edited by ELNI, 1998), P.60

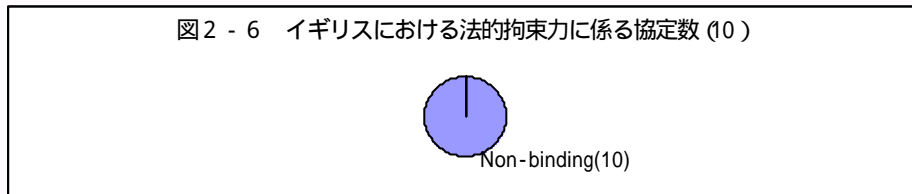
(自主協定の当事者)

英国における最初の自主協定は環境省と貿易組合のものであった。廃棄物関係では、政府による汚染者負担原則の適用によって拡大生産者責任が促進され、政府と廃棄物部門の代表による対話も進められた。

しかし、H F Cに関する協定締結に際しては、政府関係者やN G O等、利害関係のある第三者の関与はほとんど認められていない。

(自主協定の法的性質)

HFC対策に係る自主協定をはじめとして、英国の自主協定は、従来法的拘束力を有しておらず、政府と産業界は協定を「紳士協定」と理解していた。また、気候変動税とリンクする自主協定制度（詳細後述）は、法定協定ではあるが、法的拘束力は有しないとされている。



出所：ENVIRONMENTAL AGREEMENTS, *The Role and Effect of Environmental Agreements in Environmental Policies*. (edited by ELNI, 1998), P.61

(自主協定に参加させるための動機付け)

様々な動機付けの方法が存在するが、英国においてよく利用されるのは交渉に基づき見返りを与えることである。例えば、

- 協定締結を条件に規制や税制措置を回避すること
- 産業界の一方的な自主的取組の失敗に対しては規制強化で対応すると警告すること
- 協定を締結している産業界のメンバーに対する経済上の優位を与えること（気候変動税の軽減とのリンク（詳細後述））等が挙げられる。

(他の政策手法との関係)

従来、英国政府は廃棄物対策に当たり、自主的な対策がうまく行かなかった際には規制を導入すると警告していた。

近年では、2001年4月から施行されている財政法において気候変動税の導入が規定されており、政府は、エネルギー効率及び気候変動に関する協定の対象となっているエネルギー多消費型産業に対し、税率を80%削減している。

(社会的受容性)

HFC対策等、従来から締結されている協定では、情報公開等による透明性の不足により社会的受容性は長期的には低くなる可能性がある。一方、気候変動税とリンクする自主協定では一定の透明性を確保している（詳細後述）。

(その他)

労働党政権になって以降、自主協定の活用が強く打ち出されており、今後も気候変動税とリンクする協定をはじめとして、ますます協定の活用が推進されると考えられる。

(2) 地球温暖化対策としての自主協定の活用

地球温暖化対策として、英国では2000年11月に「気候変動プログラム」を公表し、京都議定書の達成に向けた部門別の排出削減目標を掲げている。また、地球温暖化対策としての気候変動・エネルギー関係の自主協定として、2001年4月から「気候変動税協定」を導入しており、政府はエネルギー効率及び気候変動に関する協定の対象となっている産業のエネルギー集約部門に対し、気候変動税率を80%削減することとしている。

このように本協定は、税という他の政策手法と自主協定制度を有効に組み合わせた先進的な制度であり、京都議定書の締結に向けた国内制度の検討を行っている我が国にとって非常に有益な示唆を与えるものと思料する。

よって、以下では、同協定の内容は表2 - 2のとおりである。

表2 - 2 気候変動税協定 (Climate Change Agreement) の概要

導入の経緯	マーシャル卿の報告書においては、全ての者が税を負担することを基本原則としつつ、税負担が重くなるエネルギー多消費型産業への減税の必要性も指摘しており、当初から協定の締結による減税が前提となって検討が進められた。
導入時期	2001年4月 (CCL (気候変動税) 導入と同時期。協定締結によりCCLの税率が20% (80%軽減)となる。)
協定の締結対象	協定には、業界団体と締結するアンブレラ協定と、個別企業 (工場単位) と締結するアンダーライティング協定がある。その両方とするか片方とするかは、業界ごとに選択が可能。ただし、アンブレラ協定のみの場合は、業界団体と個別企業が別途協定を締結する必要がある。エネルギー多消費型産業の10団体を含む、40以上の業界団体が政府と交渉を行っている。 なお政府側の締結者は環境・交通・地域省 (DETR) となる。
協定目標の パターン	協定目標には4パターンがある (業界ごとにパターンを選択し、工場ごとに設定) 絶対量目標 (Absolute Sector) CO排出の絶対量 エネルギー消費の絶対量 原単位目標 (Unit Sector) 生産量当たりのCO ₂ 排出量 生産量当たりのエネルギー消費量 なお、協定締結当事者である政府 (DETR) と産業界は2年ごとに交渉し、中間目標を設定する。

協定締結状況	<p>2001年3月末までに40の業界団体が協定を締結済み。</p> <p>また欧州委員会は2001年3月に協定締結によるCCLの減税について国家援助(State Aid)の承認済み。</p>
進行管理、透明性・公正性の確保	<p>協定締結企業は、対象となる各工場についてエネルギー使用量、生産量をモニタリングし、2年ごとに(独立監査人による監査後)政府に報告を行う義務がある。</p> <p>目標達成の判定は環境・交通・地域省(DETR)が行い、達成していれば認定証を発行する。税務当局は認定証に基づいて自動的に減税処理を進める。</p>
履行確保手段、法的拘束力	<p>2年間に協定目標を達成できなかった場合、次の2年間はCCLの減税が適用されない(なお、未達成の2年間分に遡及して減税分を徴収されることはない)。</p> <p>< 税率が20%から100%となるのは、極めて大きな負担増となるため、担保力は大きいと言える ></p> <p>なお、協定目標達成のために排出量取引を活用することが認められている。</p>

< 3. デンマーク >

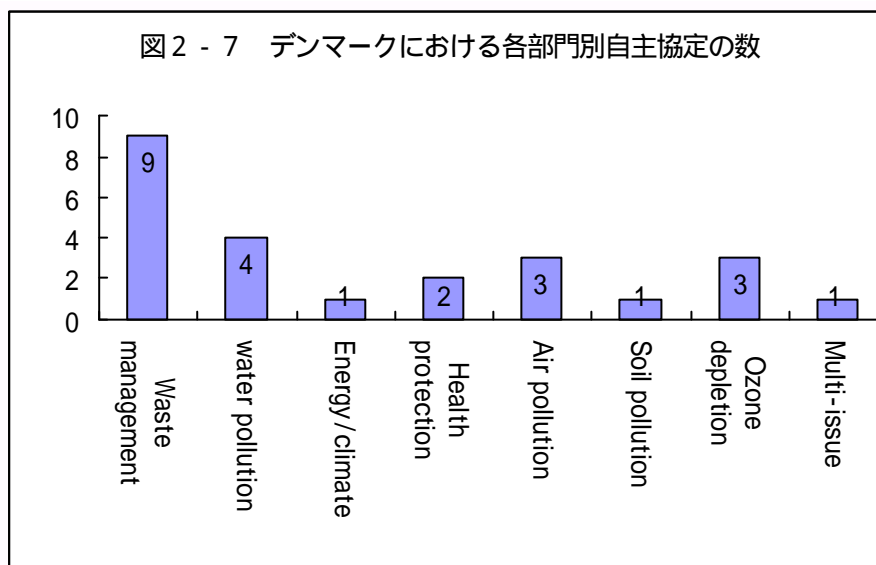
(1) 自主協定制度の概要

(環境政策における自主協定の役割)

デンマークにおける自主協定の特徴は、協定が常に環境関連規制の一部として制度的に組み込まれていることである。他の政策手法に代替するものとして自主協定が活用されはじめたのは主に1980年代からであるが、自主協定はデンマークの環境政策において重要な位置を占めている。

(自主協定の数)

1996年現在の自主協定の数は、24である。



出所：ENVIRONMENTAL AGREEMENTS, *The Role and Effect of Environmental Agreements in Environmental Policies*. (edited by ELNI, 1998), P.37

(自主協定の当事者)

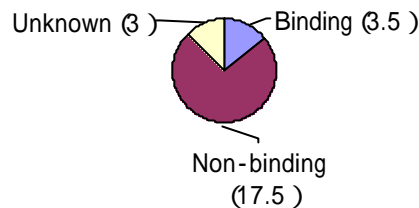
協定の当事者は、ほとんどの場合、産業界の業界団体と環境大臣又はデンマーク環境庁である(ただし、エネルギー関係の自主協定については、エネルギー庁〔NOVEM〕)。

政府側の主体は必ずしも当事者とならないが、この場合も政府機関との間で協定内容についての調整は実施される。

(自主協定の法的性質)

デンマークの自主協定は、全て政府との間で調整・締結されるという特徴がある。デンマークの協定は、環境保護法第10条等により締結される法定協定であり、法的拘束力を持つ協定を締結することのできる制度的、法的な基礎が与えられているが、事実上は協定内容に法的拘束力を盛り込んでいる協定は少ない。

図 2 - 8 デンマークにおける法的拘束力に係る協定数 (24)



出所：ENVIRONMENTAL AGREEMENTS, *The Role and Effect of Environmental Agreements in Environmental Policies* .(edited by ELNI, 1998) P.38

法的拘束力を持つ (Binding) 協定数が3.5となっているのは、一部法的拘束力を持つ協定が存在するため。

(自主協定に参加させるための動機付け)

デンマークにおいては、環境問題が次第に複雑化、大規模化しつつあった1980年代の半ばから環境政策手法について様々な議論がなされてきた結果、規制よりも効果的な対策を行う手法として協定制度の活用の緊急性が認識された。産業界等も規制の導入を回避するため、弾力性があり環境対策として有効でもある協定制度を評価していた。

近年では、エネルギー多消費型の企業がエネルギー庁と3年間の協定を締結することにより炭素税を軽減することができるの特例措置が税制の規定に盛り込まれており、自主協定に参加させるための一つの動機付けになっている。

(社会的受容性)

環境問題に関する専門家の間でも、従来は環境協定に対する知識は限定的であり、自主協定の認知度は低かった。また、主なNGOは協定制度の活用に反対こそしなかったが、規制的手法の方を好んでいた (NGOは環境政策手法が規制から協定に移行するに伴い、ヒアリングの権利を失った)。

一方、近年では、炭素税の軽減とリンクする協定において、協定を締結する全ての企業に対し、毎年、エネルギー管理の状況や協定に規定されている各種内容の実施状況等について記述した「成果報告」をエネルギー庁に提出することを義務付けている。また、この報告を基に、エネルギー監査会社が監査を行うことができることとなっている。このようにデータ等の提出は確保されており、進行管理は公正に実施されるようになっているが、国民等に対する透明性は未だ不十分と考えられる。

(その他)

デンマーク環境庁では、1996年から、従来締結された自主協定の評価を実施してきた。

(2) 地球温暖化対策としての自主協定の活用

地球温暖化対策として、デンマークでは2000年3月に「気候2012」を発表し、京都議定書目標達成に向けた部門別の排出削減目標を掲げている。

デンマークにおける地球温暖化対策としての気候変動・エネルギー関係の自主協定の具体例として、エネルギー多消費型の企業はエネルギー庁と3年間の協定を締結し、省エネルギーに向けた各種の検討、投資を実施することにより、炭素税の軽減及び補助金を交付することができるの特例措置が税制の規定に盛り込まれている。

同協定は、従来炭素税の課税を免除されていた部分に対し、協定を締結した場合には減税するという制度に変更したものであるが、京都議定書の締結に向けた国内制度の検討を行っている我が国にとって、税と自主協定のリンクという先進的な取組は非常に有益な示唆を与えるものと思料する。

同協定の内容は表2 - 3のとおりである。

表2 - 3 デンマークにおける環境税（CO₂税）軽減のための協定の概要

概要	<p>エネルギー多消費型産業との間で策定される協定には、個別協定と集団協定の2種類がある。これらの協定は異なるものであるが、一般的にデンマークでは環境保護法第10条等により、法的拘束力を持つ協定を締結することのできる制度的、法的な根拠がある点が特徴。</p> <p>企業は、省エネルギー努力をすることについて政府と協定を結ぶことによって、CO₂税の税率が軽減される（従来課税を免除されていた部分が、協定の締結 + 税率軽減に変更された）。</p>		
協定の締結者	企業側	産業 軽 プロセス	年間の、エネルギー消費に伴う税負担額が、付加価値額の3%を越える企業の中で、協定締結を希望する者
		産業 重 プロセス	エネルギー多消費型と認定された生産プロセスを保有する全ての企業の中で、協定締結を希望する者
	政府側	デンマーク・エネルギー庁	
協定の有効期間	3年間		
協定の目標	二酸化炭素排出量を2005年に1988年に比して4.4%削減することを目指す。		
協定締結方法	個別協定	エネルギー庁が企業ごとに、個別に協定を締結する	
	集団協定	同様の生産プロセスを保有する業種に属する複数企業と、まとめて同様の協定を締結する（交渉プロセスの合理化のため）	
	<p>・集団協定は行政コスト削減の観点から生まれたものであるが、法に基づく締結のための要件が厳しいことから、より柔軟性のある個別協定を締結の方が一般的</p> <p>・協定の交渉には、通常8ヶ月程度を要する（この間に暫定的な減税を受けることも可能）</p>		

協定締結状況	<p>1996～1998年にかけて、企業と136の協定を締結</p> <p>産業におけるエネルギー消費の約45%をカバー</p> <p>税率が上昇するため、(99年以降)協定締結数は増加する見通し</p> <p>同一企業が、重プロセスと軽プロセスの両方の協定を締結することもある</p>
協定の内容(例)	<ul style="list-style-type: none"> ・‘採算性’のある省エネ投資の実施義務 <ul style="list-style-type: none"> ‘採算性’のある省エネ投資とは、投資回収期間が軽プロセスでは6年、重プロセスでは4年以下のもの ‘採算性’のある省エネ投資の余地がない場合は、投資義務はない(追加投資なしで減税措置を受けられる) ・さらに省エネ余地を探すための調査の実施義務 従業員に対する普及啓発活動 ・エネルギー管理システムの構築と継続的な改正義務 <p>【個別の協定の内容として、エネルギー消費量やCO排出量についての定量的な目標がある訳ではない】</p>
進行管理、透明性・公正性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・コンサルタント若しくは従業員によるエネルギー監査の実施 ・エネルギー監査結果の独立認証機関による監査結果の認証を義務付け。また、政府認定の専門家による技術面での認証(調査等の費用は企業負担だが、政府から50%の補助が出る。認証期間は通常約1ヶ月)。 ・エネルギー監査結果に基づく将来行動計画の策定 年間の進捗結果について、エネルギー庁に対する報告義務
履行確保手段、法的拘束力	<p>エネルギー庁が協定内容を不遵守と認めた場合には、CO2税の軽減を取り消し、当該プロセスに対する100%の税率を課す。</p>

< 4. オランダ >

(1) 自主協定制度の概要

(環境政策における自主協定の役割)

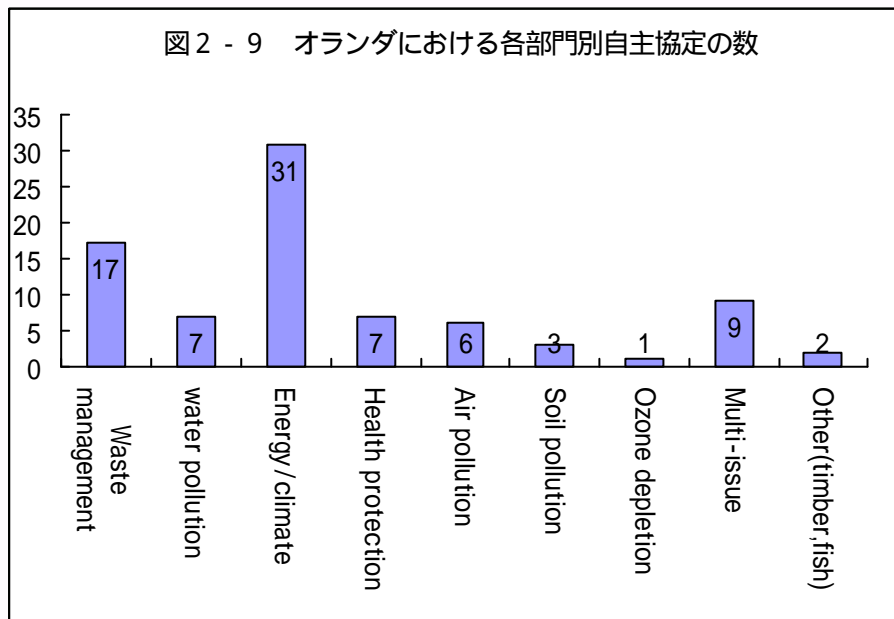
オランダでは、1980年代から既に多くの協定が締結されていたが、1989年の国家環境政策計画 (NEPP) の策定に伴い、1990年代に入って、規制を導入せずにエネルギー効率の向上を実現しようとしたオランダ経済省によって、「Covenants (協約) 」という考え方が生まれた。Covenants の活用によって、特にモニタリングシステムの飛躍的な整備が進み、協定内容も改善され、主に廃棄物と省エネルギー部門においてさらに積極的な協定の活用が進んだ。

1995年には、自主協定に係る一般的なガイドラインが政府によって公表された。

このように、協定はオランダの環境政策のなかで、ごく一般的に見られる手法であり、特にエネルギー部門では積極的な活用が進められている。

(自主協定の数)

1996年現在の自主協定の数は83である。



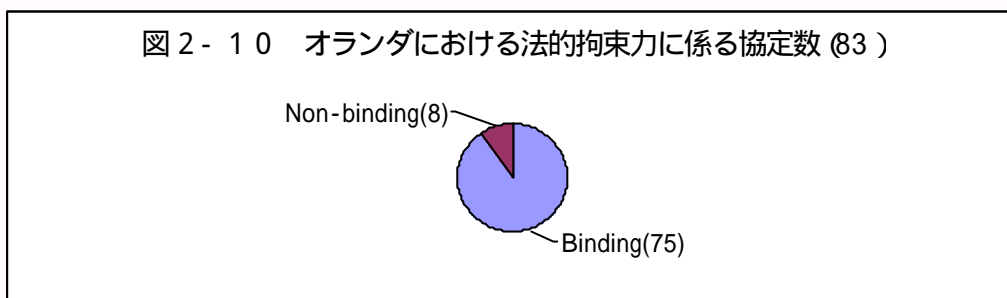
出所：ENVIRONMENTAL AGREEMENTS, *The Role and Effect of Environmental Agreements in Environmental Policies* . (edited by ELNI, 1998), P.56

(自主協定の当事者)

オランダの協定の当事者は、政府機関と個人若しくは業界団体であり、環境NGO等の第三者機関は当事者足り得ない。ただし、政府機関が当事者ではなく、NGOと産業界が締結している協定も若干だが存在する。

(自主協定の法的性質)

1995年には、政府は自主協定に関する一般的なガイドラインを公布している。本ガイドラインは法的な拘束力を有していないが、Covenants は私法上の拘束力を有するとの位置付けがなされており、オランダにおける協定の多くはこのような私法上の拘束力を有する（83の協定のうち、75が法的拘束力を持つ）。しかし、1996年現在、当事者間の問題につき、裁判所を通じて解決した例はない。



出所：ENVIRONMENTAL AGREEMENTS, *The Role and Effect of Environmental Agreements in Environmental Policies* . (edited by ELNI, 1998), P.57

(自主協定に参加させるための動機付け)

自主協定を締結した事業者に対して、施設設置・操業認可制度上の優遇措置及び追加的な政策の実施の回避等の措置を講じることにより、自主協定の締結を促している。(詳細後述)

(他の政策手法との関係)

同上参照。

(社会的受容性)

産業界は自主協定制度を歓迎したが、その一方で行政、官僚はこの制度にあまり積極的ではなかった。これは従来 of 規制的手法による対応への強いこだわりがあったためである。同様に環境NGOやマスコミも、当時は自主協定にやや懐疑的であった。しかし、政治の場やいろんな団体における議論を経て、自主協定は1990年代の前半には、社会的な受容性のある程度獲得した。

(その他)

オランダでは、将来的な制度の在り方について議論がなされており、例えば、自主協定そのものだけでなく、事業者の環境計画や環境管理システム及び環境報告書等との連携を図っている。

(2) 地球温暖化対策としての自主協定の活用

地球温暖化対策として、オランダでは1999年6月に「オランダ気候変動政策実行計画 (NEPP)」を公表し、京都議定書の目標達成に向けた部門別の排出削減目標を掲げている。

オランダにおいては、自主協定に係る一般的なガイドラインが策定されていること等も踏まえ、これらの制度も併せて分析することで、我が国における自主協定制度の構築の参考としたい。

コラム3:オランダの「自主協定に係る一般的なガイドライン」の概要

中央政府が締結する自主協定に適用するルールとして、オランダでは前述の環境政策協定ガイドラインが制定されている(1996年1月1日施行。以下、「ガイドライン」という)。このガイドラインは対外的法的拘束力を有しないが、当然ながら、行政内部的拘束力を持ち(2項)協定成立過程で政府(省エネ協定、ベンチマーキング協定についていえばエネルギー庁〔NOVEM〕)がこのガイドラインに対する適合状況を検証する(21項)。

本ガイドラインの概要を以下のとおりまとめる。

履行確保手段、法的拘束力

ガイドラインでは、当事者が協定を法的に強制可能な権利・義務を設定する意思を有しない場合には、その旨を明記すべき旨規定する(12項)。このことは、原則として、法的拘束力を有する形式が誘導されることを意味する。実際にも、1990年前後の初期段階では法的拘束力を有しない形式が利用されたが、現在では私法上の契約としての効力を有する旨の規定を置くのが通例である。

法的拘束力を有する形式では裁判上履行請求することが可能であるが、現実には不履行の場合に規制的手法の導入あるいは施設認可条件の強化の形のサンクションが機能する。このほか、透明性の確保が前提であるが、市民による圧力(social enforcement)も履行を確保する機能を持つとされる。

目標レベル

協定には、目標を可能な限り明確に記載することとされている。

進行管理、透明性・公正性の確保

協定の内容により当事者以外の者が直接利害を有するおそれがある場合には、その協定そのもの又はそのうちの重要な部分を、官報又はその他適切な方法で公表する。協定締結後の進行管理に際し、評価方法、評価機関、評価時期等については協定で定める（18項）。実際にも、協定で履行の監視・評価システムを規定することが一般的で、ガイドラインには規定がないが、委員会（産業界側、中央政府側、地方自治体側から選出）形式の評価・助言委員会が設置されることが多い。

その他

協定締結に先立って以下の事項を検討する（3項）。

- a) 政府の干渉が必要か否か、目標の全部又は一部の達成を関連部門の自主規制権限又はその他の行政機関に委ねることができるか否か
- b) その他の手法より優れるか否か

検討の結果、規制か協定かの選択に論議がある場合には、原則として、規制を選択する（3項）が、立法作業に多大な時間を要する場合や自主協定の方がより確実な効果が期待できる場合等は、協定方式を採用できる。

協定成立に際して、必要があれば議会の同意を経ることとする。

ガイドラインには規定が存在しないが、規制と同等ないしこれを上回る内容の自主規制に参加する企業については規制的手法の適用を免除する規定が規制立法自体に置かれる例が多い。また、環境税法の中に、環境税のうちの調整エネルギー税と自主規制との調整について規定があり、そこでは、「（財務）大臣の提案に基づいて定める法規命令により、その規則を根拠とし、かつ、その規則で定める条件及び制限の下で、申請に基づいて、大臣との約束の一環として自らエネルギー効率の改善のための義務を負担した消費者に対して税の全部又は一部を還付する規則を定めることができる（36条q）」とされている。 等

オランダにおける地球温暖化対策としての自主協定（エネルギー消費効率型の自主協定）は、2000年を境に大きく二つに分けられる。2000年までは、「長期省エネルギー協定」、2000年以降は、大型産業を対象とした「ベンチマーキング協定」と中型産業を対象とした「第2期長期省エネルギー協定」が締結されている。

< オランダにおける長期省エネルギー協定等の概要 >

表 2 - 4 長期省エネ協定 (LTA : Long Term Agreement) の概要 (2000年まで)

導入の経緯	1989年国家環境政策計画(NEPP)において示されたCO 排出削減の達成のための一つの政策として導入された。1990年代のオランダにおける省エネの中心的な機能を果たした。(最初の協定締結は1992年)
協定の締結対象	製造業及びその他の産業 (農業、営利及び非営利サービス、エネルギー転換)の各業界団体あるいは個別企業と、経済省、州の代表 (PO)との間で締結される。 ・基本的には、業界団体との契約であるが、業界団体に属さないが十分大きなエネルギー消費 (>0.1PJ/年)を持つ企業は、参加可能で、その他産業のLTA」に含まれる。
締結の条件	長期協定(LTA)締結のため、業界は以下の条件を満たす必要がある。 ・プロセス、生産物が均質で、エネルギーの消費水準が1PJを超える 参加する企業らのエネルギー消費が、その業種のエネルギー消費の80%以上 協定参加企業は、書面によって目標 (個別企業の省エネに係る戦略を内容とするエネルギー効率化計画を準備する義務を含む)について公約しなければならない。 企業と良い関係にあり、情報を効果的に伝えられる業界団体が整備されている 業界団体が、長期契約(LTA)への協力を積極的に促進する責任を明らかにする
協定締結状況	1999年末に製造業について29業種、他の産業について14企業との間で長期協定(LTA)を締結済み。
目標	1989年を基準年とし、2000年までに「エネルギー効率化指数 (EI)」を一定割合向上させる。製造業のエネルギー効率の改善目標は、平均20%であり、業界ごとに目標値が設定されている。
進行管理、透明性・公正性の確保	所轄機関 協定締結時に提出したエネルギー効率化計画に基づいて採られた企業の省エネ努力は、所轄機関としての地方政府が2年ごとに評価する。 NOVEM(エネルギー庁) 協定締結企業は、毎年エネルギー効率指標 (EI)をモニタリングし、年次報告書をNOVEMに提出する。NOVEMはこれを集計し、審査委員会 (経済省、他の政府機関、業界団体、NOVEMより構成)に諮り、協定内容の達成に係る証明を行う。同時に、審査委員会は、エネルギー効率改善の履行状況等を記載した年次報告を公開する。
履行確保手段、法的拘束力	私法上の契約としての拘束力を有する。 ・不履行の場合、協定から排除され、環境管理法に基づく環境許可に際し、より厳しい要件が課される。 ・その他、協定締結の見返りとして、政府による財政的な支援等が同意されている。

表 2 - 5 第 2 世代の長期省エネ協定 (LTA2) の概要 (2000年以降：中型産業対象)

導入の経緯	1998年、経済省は『省エネルギーに関する覚書』において2000年以降もLTA型の手法を継続する方針を表明した。1999年、内閣は『省エネルギー行動プログラム』においてLTA型の手法の継続を決定した。2000年秋に締結され、2001年から履行される予定である。
概要	ほとんどの長期協定(LTA)は、2000年に期限を迎えるため、第2世代の長期協定 (LTA2) として、2000年以降も同様な枠組で継続する。中規模の企業 (年間エネルギー消費量2.4千トン～12千トン/石油換算)を主な対象とする。締結済みの長期協定(LTA)のうち17は更新し、新たに5つの協定が結ばれる予定であるが、これらの産業に属する企業は約300であり、全エネルギー消費に占める割合は9%程度。
現行LTAとの相違	企業、団体へのより個別の対応 2001年にはモニタリングが高精度で規格化される 参加企業は、エネルギー管理システムを2002年までに導入することを義務付け ・5年で投資回収可能な省エネ技術の導入
LTA2への参加要件	LTA2を締結するためには、企業、団体は承認済みの2004年までの省エネルギー計画を持つとともに、エネルギー管理システムを2002年末までに稼働させることが必要。 業界内の企業のうち、エネルギー消費量が80%を超える企業の参加。
その他	Free-rideによる競争関係上の不公正を生じさせないため、協定不参加企業に対して規制的手法による義務付けを予定

表 2 - 6 ベンチマーキング協定(Energy Efficiency Benchmarking Covenant)の概要 (2000年以降：大型産業対象)

導入の経緯	環境と経済の政策に関する文書」(1999年 6月)を前提とし、京都議定書への対応を意図して、1999年 7月に調印された。
協定の締結対象	住宅 空間計画 環境省、経済省、各州代表の州間協議会(IPO)と、産業連盟及びエネルギー消費の多い産業 (電力や石油精製等)を中心とした業界団体との間で締結されている (鉄鋼、非鉄金属、石油、紙、ダンボール、発電)。企業は、締結後、『参加表明』の提出を通じて参加する。 なお、協定に参加可能な企業は、エネルギー消費の多い設備 (年間消費エネルギー12千ト/石油換算以上)を持つ企業であり、これらの産業に属する企業数は180程度でオランダ全体のエネルギー消費量の約30%を占める。

協定の目標	遅くとも2012年までに世界最高の効率性 (単位生産量に必要なエネルギー) を達成することを旨とする。
企業における手続きの流れ	<p>協定を締結</p> <p>コンサルタントの調査により世界最高の基準を設定</p> <p>基準に基づき、達成の拠り所となるエネルギー効率化計画 (4年ごとに更新) を作成</p> <p>毎年モニタリングを行い、所轄業界及び独立の機関 (下記参照) に報告</p>
進行管理、透明性・公正性の確保	<p>ベンチマーキング委員会</p> <p>関係機関の代表である「ベンチマーキング委員会」が協定実施全般にわたり責任を持つ。ここでは、ベンチマーキング手続の正当性の確認、政府機関に助言等を行う独立の機関</p> <p>大臣が指名する独立の機関が、本協定の手続に関し、以下について評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンサルタントが請け負った世界最高の基準の設定に関する調査結果が正確で完全なものであるかを評価する。 ・モニタリングの結果を評価する。 ・4年に1度、ベンチマーキング委員会にエネルギー効率の見通しを報告する ・毎年、ベンチマーキング委員会に企業のモニタリングを集計した結果を報告する
履行確保手段、法的拘束力	<p>各企業が作成するエネルギー効率化計画が、環境管理法に基づく施設の設置、操業認可に際する審査対象となり、審査に合格しなければ認可が付与されず、各社の自主規制の質が環境管理法上の施設認可によって担保されるシステムである。</p> <p>一方、政府は協定参加企業に対して、省エネルギー関連の規制的手法、特別のエネルギー税等の間接規制的手法を導入しないよう配慮するとともに、一般的なエネルギー税の軽減に配慮する責務を負う。</p> <p>(注) 政府がこのような責務を負うことが憲法上許容されるかは各国の法制度全体との関連で評価しなければならないが、オランダの場合、経済界が環境協定締結に踏み切るうえで、特に、環境協定上の義務が履行されている限りは同一領域で規制等の導入をしないことの保証等の見返りなくしては不可能であるという現実を踏まえ、一般的にいえば、このような政府の自己拘束も許容されると説明されている。なお、立法権に対する干渉との関連も生じ得るが、本ベンチマーキング協定の締結に際しては議会を経由して承認されている。</p>

< 5. フランス >

(1) 自主協定制度の概要

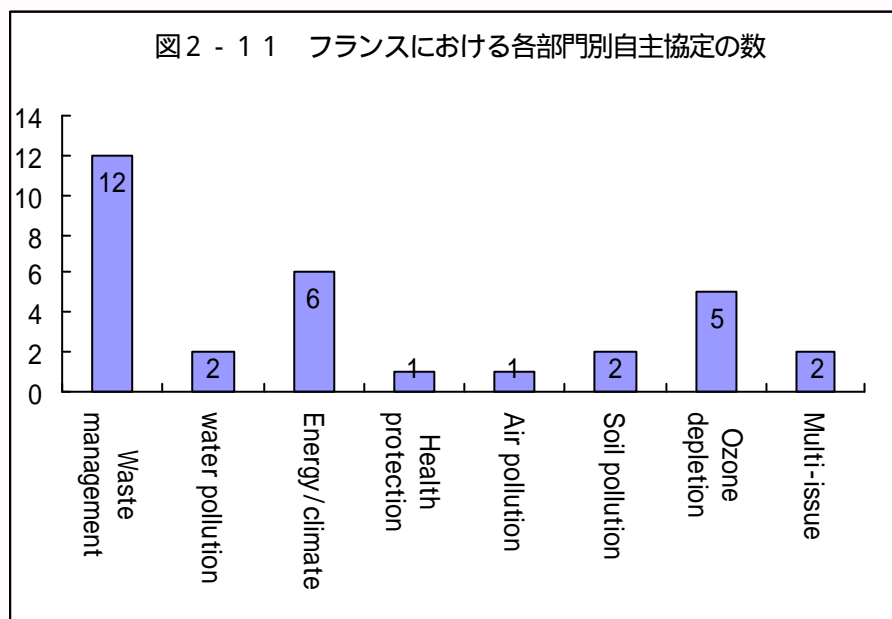
(環境政策における自主協定の役割)

フランスの自主協定の歴史は古く、1970年代のはじめから、そのころ新たに設立された環境省によって、特に大気汚染、水質汚濁等の公害に対応するため積極的に活用されはじめた。フランスの政府機関は産業界と協力して環境対策に対応しており、1980年代にはCFC対策及び土地の浄化の協定を中心に締結が進んだ。

1985年にオンブズマン(苦情調査官)が、契約の活用には内在する違法性(通常は規制権限に基づいて対処されている事項を協定に基づき対処することに付随する違法性)を指摘したことにより、裁判所が「行政機関が規制等の政策手法により、(環境問題に)対応できる場合には協定によって対応することができない」との判断を下したため、一時期協定の活用はトーンダウンした。しかし、1990年代になると自主協定は様々な分野の様々な環境問題に幅広く対応する観点から再度積極的に活用されるようになってきている。

(自主協定の数)

1996年現在の自主協定の数は31である。



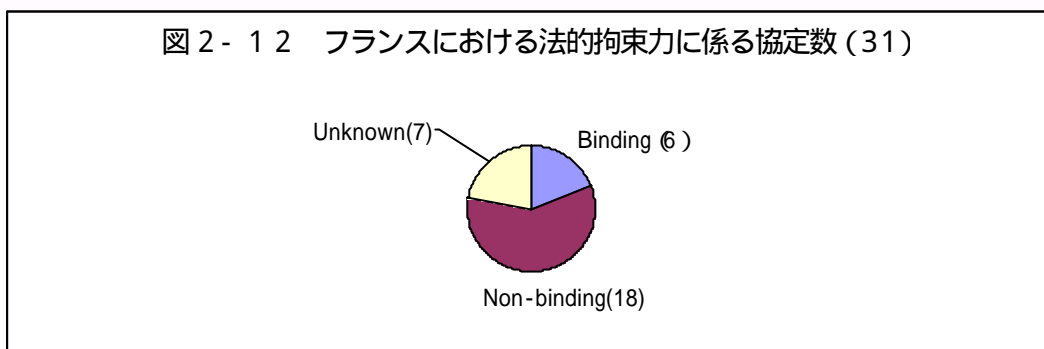
出所：ENVIRONMENTAL AGREEMENTS, *The Role and Effect of Environmental Agreements in Environmental Policies*. (edited by ELNI, 1998), P.42

(自主協定の当事者)

「Contrats de branche」は、環境大臣と各業界団体の代表者で締結され、個別企業は当事者足り得ない。「Programes de branche」は、環境大臣と「Branch (個別企業)」との間で締結される。しかし、近年の地方分権化の流れに沿って、自主協定においても、地方政府が締結の当事者となる例が増加してきている。

(自主協定の法的性質)

近年のフランスにおける自主協定の性質は明確ではない。協定は基本的に法的拘束力を持たない紳士協定であり、例えば気候変動関係の協定でいうと、事業者は政府と一種の約束を結ぶが、「国際公約を達成することができない場合に一層強力な政策手法を実施する」ことが規定されていること以外は、不遵守による特段の罰則等の措置は存在しない。ただし、補助金の交付とリンクする場合には厳密な法的な義務が発生する。(31の協定のうち、法的拘束力を持つものは6つ)。



出所：ENVIRONMENTAL AGREEMENTS, *The Role and Effect of Environmental Agreements in Environmental Policies*. (edited by ELNI, 1998), P.43

(他の政策手法との関係)

フランスにおける自主協定は、規制への過渡的な制度としての役割、規制・新税の導入の回避及び規制の補完的措置として位置付けられてきた。

近年では、気候変動に係る自主協定として、2001年1月から汚染活動一般税の対象を企業のエネルギー消費に拡大する形で環境税を導入予定であったため、政府との自主協定を締結すれば本税制の税額を減免する措置を検討中であったが、現在は導入の見通しが立っておらず、自主協定とのリンクについても滞ったままである。しかし、これ以外にも、自主協定の締結を補助金交付の要件とする等の方法により、協定の締結を推進している。

(社会的受容性)

近年の自主協定制度における法的な性格が不明確であることが協定に対する信頼性を低下させている。

(その他)

フランスでは、地方レベルの協定が重視されつつある。

(2) 地球温暖化対策としての自主協定の活用

地球温暖化対策としては、フランスでは、2000年1月に「気候変動対策国家プログラム」を発表し(1995年2月に策定したものを改訂)、京都議定書の目標達成に向けた部門別の排出削減目標を掲げている。また、地球温暖化対策としての気候変動・エネルギー関係の自主協定の具体例として、2001年1月から汚染活動一般税の対象を企業のエネルギー消費に拡大する形で環境税を導入予定であったため、政府との自主協定を締結すれば本税制の税額を減免する措置を検討中であったが、現在は環境税導入の見通しが立っておらず、自主協定とのリンクについても滞ったままである。

以上を踏まえ、フランスにおける自主協定制度と税制等の他の制度とのリンクのさせ方やその問題点等について分析することによって、我が国において自主協定制度を構築する際に注意する必要がある検討事項等について、有益な示唆が得られるものと考えられる。

フランスにおける気候変動対策としての自主協定は、表2 - 7のとおりである。

表2 - 7 フランスにおける自主協定の概要

概要	2001年1月から汚染活動一般税の対象を企業のエネルギー消費に拡大する形で環境税を導入予定であったため、政府との自主協定を締結すれば本税制の税額を減免する措置を検討中であったが、現在は税制導入の見通しが立っておらず、自主協定とのリンクについても滞ったままである。現在、税制度についての見直しを検討中であり、引き続き温暖化対策税を導入を目指す方針である。 税制度とのリンクは滞ったままであるが、いくつかの業界団体が既に政府(環境省)との間で自主協定を締結している。
協定の目標	業界ごとに、2005年又は2010年に1990年比で5%から25%の二酸化炭素削減目標(総量、原単位の双方あり)

3. 欧州各国における自主協定と我が国における自主行動計画との比較

(1) 履行確保手段、法的拘束力

欧州各国の自主協定には、法的拘束力があり裁判上の履行確保が可能なものもあれば、法的拘束力がないものもある。

前者の例としては、炭素税の減税とリンクしたイギリス及びデンマークの自主協定、NEPP（国家環境政策計画）の実現手段として、施設設置・操業の略式認可制度とリンクさせたオランダの自主協定、補助金の交付とリンクさせたフランスの自主協定等がある。これらの国では他の制度とのリンクによる自主協定履行のインセンティブ付与及び不履行時の裁判による履行確保を制度的に担保することによって、履行を確保することが可能となっている。

後者の例としては、ドイツにおける自主協定が挙げられる。本協定は基本的に事業者が自主公約として自主的取組を一方向的に宣言しているが、実質的には、政府と事前の協議を行っている。しかし、京都議定書を受けて行われた「気候変動の防止に係る連邦政府とドイツ産業界との協定」は、産業界と連邦政府との間での、書面による合意という形式が採用されている。

一方、我が国の経団連自主行動計画とこれらの制度を比較すると、経団連自主行動計画は、一方向的な宣言による取組であり、形式的な政府との調整プロセスも存在せず法的拘束力がない点では、外形上ドイツの協定と同じように見える。しかし、ドイツの協定は事実上政府との協議が行なわれており、また、気候変動については、書面による合意がなされており、経団連の自主行動計画とは異なっている。また、我が国の自主行動計画には、他の制度とのリンクも現時点では存在しない。

(2) 目標レベル

欧州各国のうち、協定による全体の定量的目標を掲げている国は、ドイツ（1990年比で2005年までに二酸化炭素排出量を28%削減、2012年までに温室効果ガスを35%削減）オランダ（2000年に1989年比で20%の効率向上）がある。

他の国は業界ごとに政府との協定等を通じて設定しており、例えばフランスでは、業界ごとに、2005又は2010年に1990年比で5%から25%の二酸化炭素削減〔総量、原単位双方あり〕と言う目標が掲げられている。この際、総量目標と原単位目標の双方を採用している国が多い（イギリス、フランス）。

一方、我が国の経団連自主行動計画では「2010年度に産業部門及びエネルギー転換部門からの二酸化炭素排出量を1990年度レベル以下に抑制するよう努力する」という統一目標のほか、個々の業界については、原単位目標（二酸化炭素、エネルギー）を掲げる業界、総量目標（二酸化炭素、エネルギー）を掲げる業界がある。

(3) 進行管理、透明性・公正性の確保

欧州各国においては、自主協定は環境規制の補完又は代替の機能を有しているため、政府側の当事者は主に環境大臣又は環境担当官庁であり、自主協定のフレームワークの協議が行なわれている。

欧州各国における進行管理の仕組みとして、ドイツ、イギリス、デンマークでは、民間の第三者機関が評価を実施している。ドイツでは、RWI（ラインウェストフェリア経済研究所）が自ら策定した評価基準に基づき毎年評価を実施している。イギリスでは、企業がエネルギー使用データ及び生産データを環境省に提出、環境省が指定した民間の独立監査人が監査し、最終的に環境省が目標の達成を認定する。デンマークでは、全企業がエネルギー管理計画を策定し、その実施状況をエネルギーコンサルタント等の民間機関が監査する。

オランダでは、協定内容の履行に際して評価システムを規定することが多く、産業界、政府、自治体等からなる委員会が設置されることが多い。

フランスでは、業界団体が年次報告書を環境省に提出し、報告書に基づき環境省が評価を実施している。

一方、我が国における経団連自主行動計画においては、進行管理は民間の第三者機関によらず、経団連自身が行っている。また、政府の関わりとしては、環境大臣又は環境担当官庁が全く関与しておらず、その産業を所管する官庁に属する関係審議会が進行状況の点検を行っている。その審議会には、学識経験者等のほか、当該産業界の代表、環境NGO等も含まれているが、委員の構成比を見ると、産業界の委員が約半数を占めている（例えば、経済産業省の関係4審議会〔化学品審議会、産業構造審議会、総合資源エネルギー調査会、産業技術審議会〕の委員の構成比を見ると、全91名のうち、学識経験者が25名（27.5%）、産業界41名（45.1%）、NGO6名（6.6%）、その他19名（20.9%）となっている）。

(4) その他

他の制度とのリンクがある自主協定を締結している欧州各国（イギリス、デンマーク、オランダ、フランス）では、主にエネルギー多消費型産業が相手方となっている。他の制度とのリンクのないドイツの自主協定は、1998年の段階で産業部門のエネルギー消費の約70%をカバーしている。

一方、我が国の経団連自主行動計画では、参加者のカバー率は、産業・エネルギー転換部門の34業種、二酸化炭素の総排出量の76.5%を占めており、各国と比しても高水準である。

表 2 - 8 経団連自主行動計画と欧州における自主協定制度との比較

	地球温暖化対策のための協定の代表例の概要	履行確保手段、法的拘束力	透明性 公正性の確保等
ドイツ	連邦政府とドイツ産業連盟 (BDI) の書面による合意という形式をとる協定を締結 (2000年11月)	法的拘束力はないが、連邦政府とドイツ産業連盟の政治的拘束力を有する協定	中央政府と産業界の50%ずつの負担により、第三者機関 (RW Iフイウエストフェリア経済研究所) が、自ら策定した評価基準に基づき毎年評価 市民参加は制度化されていないが、策定予定や協議結果等を中央政府が公表
英国	40のエネルギー多消費型産業業界団体と政府 (環境省) との間で、気候変動税の減税を受けるための法定協定 (ただし法的拘束力を持たない) を締結 (2001年3月)	協定の中間目標を達成できなかった場合には、気候変動税の減免措置 (税額80%を減額) 取り消すことで、履行を確保 目標達成に際して排出量取引の活用を認める予定 法的拘束力を持たないと解されているが、大臣との紛争の際には、当事者は司法審査手続請求が可能であり、公法的な性質を持つ	協定参加企業は、エネルギー使用データ、生産データをモニタリングし、その結果を環境省に報告する義務 この結果を基にして、環境省により指定された独立監査人 (民間機関) が監査を行い、最終的な目標達成の認定は環境省が実施
デンマーク	主にエネルギー多消費型産業との間で策定される協定 (個別協定と集団協定の2種類) がある < 上記協定は異なるものの、一般的にデンマークでは環境保護法第10条等により、法的拘束力を持つ協定を締結することのできる制度的、法的な根拠がある >	エネルギー多消費型の企業は、エネルギー庁と3年間の協定を締結することにより、炭素税を軽減することができる	個別協定の場合は、各企業はコンサルタントによるエネルギー監査を行い、エネルギー庁によって証明される義務あり 集団協定には、企業におけるエネルギー効率の改善のための一般的ポテンシャルを確定するとともに、参加する全ての企業は、毎年、エネルギー管理の状況や協定に規定されている各種内容の実施状況等について記述した「成果報告」をエネルギー庁に提出する義務が生ずる

オランダ	NEPP (国家環境政策計画) の実現手段として、協定を制度化 エネルギー消費効率化のメモランダム (1990) を達成手段として、エネルギー多消費型産業を中心にエネルギー効率改善のための協定を締結	原則として、法的拘束力を有する私法上の契約としての効力を有する旨の規定をおくのが通例) 裁判上履行請求することが可能であるが、現実には不履行の場合に規制的手法の導入や施設認可条件強化等のサンクシヨ ンが機能することで担保 透明性の確保による市民圧力も履行確保機能を持つ	協定の内容により当事者以外の者に直接利害を有するおそれがある場合には、適切な方法で公表する 協定で履行の監視 評価システムを規定することが一般的で、委員会 (産業界側、中央政府側、地方自治体側から選出 形式の評価 助言委員会が設置されることが多い 費用は政府負担
フランス	エネルギー多消費型産業の一部との間で協定を策定 (紳士協定との整理)	協定の締結を補助金交付の要件とするなどの方法 (この際は法的拘束力を持つ協定とされる) により、協定の締結を推進	業界団体は年次報告書を環境省に提出。
日本 (経団連)	経団連 環境自主行動計画 (19996) を策定。 (本計画は、政府との調整を経ずして宣言された「自主公約」との整理)	罰則や他の制度とのリンクなど、計画の履行を担保する措置はない。 経団連自身及び業界を所管している官庁に置かれている関係審議会による進捗状況のフォローアップが実施されているが、透明性、信頼性等の面で不十分。	経団連自身及び業界を所管している官庁に置かれている関係審議会による進捗状況のフォローアップが実施されているが、透明性、信頼性等の面で不十分。 進捗状況を客観的に評価するためのデータの提出が不十分。

(参考文献)

Commission of the Communities, (1996), Communication to the Council and the European Parliament on Environmental Agreements, COM(96)561 final, para.4

European Environment Agency(1997), *Environmental Agreements: Environmental Effectiveness*. Copenhagen: EEA

ELNI(The Environmental Law Network International) , ENVIRONMENTAL AGREEMENTS, *The Role and Effect of Environmental Agreements in Environmental Policies*. (1998)

松村弓彦, 「環境政策参加型自主規制の実効性」, 法律論叢 第七二巻 第2・3号 (1999.10)

Federation of German Industries, AGREEMENT ON CLIMATE PROTECTION BETWEEN THE GOVERNMENT OF THE FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY AND GERMAN BUSINESS (2000.11)

Signe Krarup, Stephan Ramesohl, VOLUNTARY AGREEMENTS IN ENERGY POLICY, *Implementation and efficiency* (2000.1)

LASCOMES, *Negocier le droit de l'environnement? Le volet d' une politique*, GAPP-CNRS (1989)